

## 令和8年度大阪府サービス管理責任者等実践研修 募集要項

本研修は、一般社団法人全国介護事業者連盟が、大阪府から指定を受け（指定番号5）厚生労働省及び子ども家庭庁の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

### 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、サービス管理責任者等という。）の養成を図ることを目的とします。

### 2. 受講対象者

- (1) サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）修了日以降、研修開始日前（令和8年6月22日時点）に相談支援業務又は直接支援業務の実務経験を6ヶ月以上（下記国通知参照）又は2年以上満たしている者

※上記に満たない場合は、申込みを受理できませんのでご注意ください。

ここで、1年以上実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

- (2) 更新研修を受講対象の期限内に受けることができなかった者

※実践研修受講のための実務経験は不要です。

#### 「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（令和5年6月30日付国通知）

申込時点においてサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）を修了しており、以下の①～③の要件をすべて満たしている場合は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了後、研修開始日前までの実務経験を6ヶ月以上とすることができます。

- ① サービス管理責任者等基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② 障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
- ③ 上記業務に従事することについて、各指定担当部局に届出を行う。

※届出の写しを提出できない場合や不備がある場合は申込みを受理できませんのでご注意ください。

※「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」は、大阪府地域生活支援課（TEL：06-6944-6671）にお問合わせください。

#### 《研修プログラムの演習について》

演習では受講者自身が関わっている実事例を用いて、演習を行います。受講することが決定すれば演習日までに実事例を準備（事前課題として提出）できることが前提となります。実事例につきましては、個人情報かかわらないように記載していただくこととなりますが、あらかじめご了承ください。

（ご本人やご家族等、近い関係の方を実事例として選定することは避けてください。）

※実事例ならびに事前課題が提出できない場合、以降の研修を受講できず修了とみなせませんのでご了承ください。

### 3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	一般社団法人 全国介護事業者連盟 (指定番号 5)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号 3)	大阪府社会福祉事業団 (指定番号 1)
募集期間	令和8年4月1日(水)から 令和8年4月26日(日) ※今回募集	令和8年6月下旬から 令和8年7月下旬	令和8年9月下旬から 令和8年10月下旬
研修期間	令和8年6月23日(火)から 令和8年9月27日(日) Web 配信による講義4時間程度と 演習2日間	令和8年10月23日から 令和8年12月11日	令和9年1月6日から 令和9年3月4日

### 4. 研修日時・場所

当研修は、下表のと通りの定員、日程、場所で開催します。(日程の指定はできません)

いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申し込みください。

定員 800 名 (各日程 80 名)			
【全体講義】 1 日目	【日程別講義・演習】 2 日目		【日程別講義・演習】 3 日目
<b>講義動画を Web 配信</b>  <b>【講義動画視聴期間】</b> 令和8年6月23日から 令和8年6月30日  ※約4時間の動画視聴とレポート提出を課題とします。 ※上記期間を過ぎると視聴することができません。	A 日程	令和8年7月 4日 (土)	令和8年7月 5日 (日)
	B 日程	令和8年7月11日 (土)	令和8年7月12日 (日)
	C 日程	令和8年7月18日 (土)	令和8年7月19日 (日)
	D 日程	令和8年7月25日 (土)	令和8年7月26日 (日)
	E 日程	令和8年8月 1日 (土)	令和8年8月 2日 (日)
	F 日程	令和8年8月22日 (土)	令和8年8月23日 (日)
	G 日程	令和8年8月29日 (土)	令和8年8月30日 (日)
	H 日程	令和8年9月 5日 (土)	令和8年9月 6日 (日)
	I 日程	令和8年9月12日 (土)	令和8年9月13日 (日)
	J 日程	令和8年9月26日 (土)	令和8年9月27日 (日)
		※時間は、演習両日ともに9:30~17:30を予定	
場所	社会福祉法人慶生会 特別養護老人ホーム 瑞光苑 5階 〒544-0014 大阪府大阪市生野区巽東4丁目11-10 [アクセス] 地下鉄千日前線南巽駅下車 1号出口より北東へ約7分		

※演習会場は変更する場合がありますのでご了承ください。

※演習実施時間については予定です。プログラム等によって、開始・終了の時間が変更になる場合がありますのでご了承ください。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知(メール)にてお知らせします。

- ・1日目の全体講義では、講義映像をWeb配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。(Web配信方法等詳細については、受講決定者にテキストと一緒に書面を送付します。)
- ・講義映像視聴後、講義についてのレポート等と事前課題を作成し、演習初日の受付時に提出していただきます。
- ・2日目・3日目の演習は、各日程ごとの集合研修です。

## 5. 受講費用：36,000円(非課税)

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定通知と併せてメールにてご案内します。
- ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控」等をもって、領収証にかえさせていただきます。  
※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。  
**※振込先及び振込金額間違い・重複入金にご注意ください。**

## 6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書の交付については、以下の項目を全て満たしていただく必要があります。
  - \*Web配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出(演習初日に持参)
  - \*事前課題の提出(演習初日に持参)
  - \*演習2日間の全項目を受講
- ・演習初日に受講者本人であることを確認するために、運転免許証等の顔写真付きの証明書をご持参ください。  
**本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。**

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合は研修修了とみなしません。

その他、受講態度が著しく不良(途中退席、居眠り、携帯電話・スマートフォン・タブレット・PC等の通信機器全般の使用など)の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※Web配信による講義レポートと事前課題が演習初日の受付時に提出がない方は、以後の研修受講を認められません。

※その他、お申込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

## 7. 申込み方法・受付について

①「学則」「募集要項」を確認のうえ、〈別紙1〉「推薦書」を当法人HPよりダウンロードし必要事項を記入。

- ・「推薦」がある場合は、〈別紙1〉「推薦書」に必要事項を記入し、サービス管理責任者等として配置予定の法人もしくは事業所等の公印を押印後、PDF・JPEG等にデータ化する。
- ・「推薦」が得られない場合は、〈別紙1〉「推薦書」の「申込者氏名」「生年月日」「受講申込者 署名欄」のみ記入し、PDF・JPEG等にデータ化する。  
(ファイル名を「申込者名-推薦書」と変更してください。)

②(1)「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修(2日課程もしくは5日課程・7日課程)」の修了証書の写しをPDF・JPEG等にデータ化。  
(ファイル名を、それぞれ「申込者名-サビ管」「申込者名-相談」と変更してください。)

(2)以下の書類の提出が必要な方は、それぞれ書類を準備しPDF・JPEG等にデータ化。

※各指定担当部局の受付印が押印済みの書類を添付してください。

- ・例外的に実務経験(OJT)を6ヶ月以上とする方  
→大阪府サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画(原案)作成業務に関する届出書  
(ファイル名を、「申込者名-届出書」と変更してください。)
- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定の方  
→受講予定書等(ファイル名を、「申込者名-受講予定書」と変更してください。)

③ 当法人HPの「申込フォーム」に必要事項を入力の上、データを送信。

- ※別紙1「推薦書」、各修了証書の写しについては、申込フォームにデータを添付してください。
- ※個人での申込みなど推薦が得られない場合でも別紙1「推薦書」の添付が必要です。
- ※他法人の推薦書様式での申込みや推薦書の添付がない等の場合は無効となり不受理となります。
- ※間違ったファイルを添付して申し込まれた場合は不受理となりますのでご注意ください。
- ※入力漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。

『送信』ボタンを押下後、申し込みが受付されるとご入力いただいたメールアドレスに自動送信メールが届きますので、入力した内容を必ずご確認ください。

(メールが届かない場合、アドレスが間違っている、または迷惑メールフォルダに振り分けられている等がございますので、メールアドレスは正確に入力してください。)

※「@lazo.ltd」からのメール受信ができるよう設定をお願いします。

**受付締切日時：令和8年4月26日（日）16時30分**

**※期日を過ぎた場合の受付は一切できません※**

※送信が完了していても、記入・入力に不備等がある場合、申込みは無効となり不受理となります。

※先着順ではございません。また、期日を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

※添付にてご提出いただいた書類については、返却いたしませんので予めご了承ください。

※申込み時に送付いただいた個人情報に関しては、研修事務局が本研修の目的以外には使用いたしません。

【研修に関するお問い合わせ】

一般社団法人 全国介護事業者連盟『大阪支部サービス管理責任者等研修事務局』

電話：0570-028-222 ※受付時間：平日 9時00分～17時00分

メール：kensyu@lazo.ltd

8. 受講決定及び通知について

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。

受講決定にあたっては、まず、大阪府内に所在する事業所に所属し、サービス管理責任者等として従事している者又は従事する予定の者を優先し、次いで大阪府内に所在する事業所への配置を検討している受講申込者を選考します。

なお、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。

- 受講者選考は、受講申込者が事業所に従事される状況に基づき決定するものです。  
「申込フォーム」の「6. サービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事している又は今後従事する予定の事業所について」と「7. 事業開始および受講申込者のサービス管理責任者等としての配置について」には、必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、入力してください。
- 法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認の上、別紙1「推薦書」に記入し、法人（会社）または事業所印を押印の上、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。  
なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は、「申込フォーム」の「推薦書が得られない理由」にチェック又は理由を入力してください。  
※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取り下げとなり個人申込みの扱いとなります。

- ・法人・事業所等代表者からの推薦がない方は個人申込みとなり、定員に余裕があれば個人申し込みの方を選考します。

※受講決定については、メールにてお知らせします。

電話やメールでのお問い合わせについては、一切お答えできませんのであらかじめご了承ください。

※受講の可否については、令和8年5月19日（火）頃までに、申込フォームでお知らせいただきましたメールアドレス宛に通知をする予定です。

## 9. 受講決定における優先順位について

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋

- ① 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者であってサービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしている者で、当該回に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせない者として指定権者に受講予定書等を提出し、受理された者
- ② 開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、当該回に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせない者
- ③ 開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、配置の予定年月が早い者
- ④ サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者
- ⑤ 申込時点では配置未定であるが、大阪府内に所在する事業所への配置を検討している者等で、サービス管理責任者等基礎研修の修了日が早い者

### 優先順位の考え方としては、

- ① 指定権者に受講予定書等（これに類するものを含む。）を提出し、受理されている者
- ② 当該回を修了しなければ、サービス管理責任者等として配置できず人員基準を満たせない者
- ③ サービス管理責任者等として配置予定の者のうち、人員基準内で配置予定が早い者
- ④ 交代要員
- ⑤ サービス管理責任者等基礎研修の修了日が早い者